

## 「追加関税対策緊急支援融資」の取扱開始

～米国の追加関税措置により事業に影響を受けた中小事業者を支援～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 高橋知史）は、米国が今般追加関税や相互関税を課すことに起因して事業に影響を受けている中小事業者を支援するため、全店（リテール店、出張所を除く70店舗）に相談窓口を設置するとともに、今回新たに「追加関税対策緊急支援融資」の取り扱いを開始します。

追加関税や相互関税の発動により中小事業者の売上減少や資金繰りの悪化が懸念されることから、大阪信用保証協会や日本政策金融公庫とも緊密な連携を図りながら中小事業者の経営面、資金繰り面での経営支援を実施してまいります。

当金庫はこれまで、新型コロナウイルス感染症拡大時や震災、台風、円安などの緊急時に相談窓口を設置し、中小事業者の資金繰りの円滑化に取り組んでまいりました。今後も、地域金融機関として、多様化するお客さまの資金調達ニーズにお応えするとともに、中小・零細事業者の課題解決と円滑な金融仲介機能の発揮に取り組み、地域経済の活性化に貢献してまいります。

## 記

## 1. 「米国追加関税措置に関する相談窓口」の設置

- (1) 設置場所 全店（リテール店、出張所を除く）の融資窓口に設置  
米国の追加関税や相互関税に関する各種ご相談に対応する
- (2) 設置日 令和7年4月7日（月）

## 2. 「追加関税対策緊急支援融資」の取扱開始

- (1) 対象先 米国が追加関税や相互関税を課すことに起因して、事業に影響を受けている既往ならびに新規事業先
- (2) 資金使途 運転資金
- (3) 融資金額 原則1億円以内
- (4) 貸出金利 当金庫所定金利
- (5) 返済方法 (証書貸付) 元金均等分割返済（最長、据置期間1年）  
(手形貸付) 期日一括返済
- (6) 期間 最長10年（証書貸付）
- (7) 担保 個別案件ごとにご相談
- (8) 取扱期間 令和7年4月7日（月）～令和7年9月30日（火）
- (9) その他 当金庫所定の審査があります

以上



本件はSDGs（持続可能な開発目標）の考えに基づいた取り組みのうち、右記の目標に寄与するものです。

